資料１１

令和５年度第２４回庁議提案　　審議・報告・その他
提　出　日：令和６年３月２６日
担当部・課：会計課〔内線６８３２〕

① 件　　名

収納代理金融機関の指定等について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】
本市では、公金収納事務を取り扱う機関として、市内に店舗を有する１１の金融機関を収納代理金融機関に指定している。
このうち、宮城県漁業協同組合より、令和６年４月１日から、東日本信用漁業協同組合連合会へ信用事業を譲渡する旨の通知があった。
【目的】
宮城県漁業協同組合の指定を取り消すとともに、信用事業の譲渡を受ける東日本信用漁業協同組合連合会を新たに指定することにより、引き続き市民の利便性の確保を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】
地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕　又は　〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和５年１１月　　宮城県漁業協同組合代表理事長より信用事業譲渡通知
令和６年　２月　　東日本信用漁業協同組合連合会より収納代理金融機関指定依頼

⑤ 主な内容

区分	指定	取消し
金融機関の名称及び位置	東日本信用漁業協同組合連合会 千葉県千葉市中央区新宿２丁目３番８号	宮城県漁業協同組合 宮城県石巻市開成１番地の２７
主たる業務を行う店舗及び位置	東日本信用漁業協同組合連合会 石巻支店 宮城県石巻市渡波字栄田９７	宮城県漁業協同組合 石巻総合支所 同左
指定又は取消し年月日	令和６年４月１日	同左

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】
東日本信用漁業協同組合連合会を収納代理金融機関として指定することにより、引き続き市民の利便性が確保される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

現在、宮城県漁業協同組合を収納代理金融機関として指定している県内自治体（気仙沼市・南三陸町・女川町・東松島市・塩釜市・七ヶ浜町及び宮城県）についても、同様の対応を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和６年４月　　収納代理金融機関（宮城県漁業協同組合）の指定取消しの告示
　　収納代理金融機関（東日本信用漁業協同組合連合会）の指定の告示

⑨ その他